

天



障企発 0330 第 6 号
社援企発 0330 第 1 号
老高発 0330 第 1 号
雇児総発 0330 第 1 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局長福祉基盤課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人が居宅介護事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局長企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願ひいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するにあたりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

新	障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号 平成12年12月1日	障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号 平成12年12月1日
都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長	都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長
厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長	厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長
		厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長
		厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課課長 厚生省社会・援護局企画課課長 厚生省老人保健局企画課課長 厚生省児童家庭局企画課課長

社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、從来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところですが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。

社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、從来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところですが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。

新

導監督に当たつていただきまますようお願ひいたします。
なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよりるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙

社会福祉法人審査要領
第 1 社会福祉法人の行う事業

- 1 社会福祉事業
(1) ~ (4) (略)

2 公益事業
次のような場合は公益事業であること(社会福祉事業に該当するものを除く。)

(1) (略)
(2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しながらも差し支えないこと。

(3) ~ (5) (略)

3 収益事業 (略)

第 2 法人の資産

- (1) (2) (略)
(3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならぬこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)上の障害福祉サービスにも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

Ⅺ

導監督に当たつていただきまますようお願ひいたします。
なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよりるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙

社会福祉法人審査要領
第 1 社会福祉法人の行う事業

- 1 社会福祉事業
(1) ~ (4) (略)

2 公益事業
次のような場合は公益事業であること(社会福祉事業に該当するものを除く。)

(1) (略)
(2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する指定老人訪問看護を行う事業
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しながらも差し支えないこと。

(3) ~ (5) (略)

3 収益事業 (略)

第 2 法人の資産

(1) (2) (略)
(3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。
なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)上の身体障害者居宅生活支援事業若しくは身体障害者更生施設、身体障害者小規模通所受託施設を経営する事業、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)上の知的障害者居宅生活支援事業若しくは知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(知的障害者小

		旧
		規模過所授産施設を除く。)若しくは知的障害者通勤労働を経営する事業又 は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童居宅生活支援事業にも該 当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合には、12分 の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望 ましいこと。
(4)～(11)	(略)	(略)
第3	法人の組織運営	(略)
第4	その他	(略)
		新
(4)～(11)	(略)	(略)
第3	法人の組織運営	(略)
第4	その他	(略)